

平成 1 8 年 7 月 2 7 日
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

平成 1 8 年第 1 4 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成18年第14回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成18年7月27日(木)

開会 午後1時35分

閉会 午後3時59分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

3 出席委員 藤本 靖 小林 章子
古木 光義 牧野 征夫
大澤 祥一

署名委員 牧野 征夫

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大澤 祥一	教育部長	吉岡 正生
総務課長	渡邊 博	学務課長	島田 文直
指導課長	樋口 豊隆	指導主事	浅野 正道
生涯学習課長	府中 義則	体育課長	田中 博
公民館長	宿澤 正則	図書館長	藤田 力
学校給食課長	佐島 彰		

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 庄司 康洋

案 件

1 協議

- (1) 事業後援について (3件)

2 報告

- (1) 教職員等の人事権の市町村への移譲について
- (2) 立川市授業力マイスター研修について
- (3) 事業後援について (1件)
- (4) 第十小学校における食教育事業について
- (5) 事業後援について (7件)
- (6) 市民交流大学構想の具体化に向けた基本的な考え方について
- (7) 蔵書点検の結果について

3 その他

平成18年第14回立川市教育委員会定例会議事日程

平成18年7月27日
教育委員会会議室

1 協議

- (1) 事業後援について (3件)

2 報告

- (1) 教職員等の人事権の市町村への移譲について
- (2) 立川市授業力マイスター研修について
- (3) 事業後援について (1件)
- (4) 第十小学校における食教育事業について
- (5) 事業後援について (7件)
- (6) 市民交流大学構想の具体化に向けた基本的な考え方について
- (7) 蔵書点検の結果について

3 その他

◎開会の辞

- 藤本委員長 ただいまから、平成18年第14回立川市教育委員会定例会を開催いたします。
本日の署名委員に牧野委員、お願いいたします。
- 牧野委員 はい。
- 藤本委員長 案件につきましては、お手元の配付資料のとおりでございます。協議が1件、報告、その他となっております。
-

◎協 議

(1) 事業後援について(3件)

- 藤本委員長 協議から入らせていただきます。協議(1)事業後援について、3件ございます。
生涯学習課長、お願いします。
- 府中生涯学習課長 事業後援協議分ということで、資料をもってご説明させていただきます。
事業後援協議申請分、3件、団体が出てございます。
1件はNPO法人立川教育振興会。
事業の内容は「教育講演会」。日時は8月25日。立川市女性総合センター・アィムで実施するという事業でございます。
事業後援申請書が出てございます。この講演会の対象者は学校関係者、PTA、市民ということで、概ね200人の予定人数を考えているそうです。
事業の目的としましては、変わりゆく教育とこれから教育がどう変貌していくか。中教審や国の動向もふまえ、教育の本質を学び、立川市の教育を考える思慮としていただく、ということの目的でございます。
事業内容につきましては、この講演会の講師としましては品川区教育委員会教育長、若月秀夫氏に講師をお願いする事業でございます。演題でございますが、「21世紀の教育はどう変わっていくのか」という演題でございます。内容としましては、中央教育審議会の内容や教育基本法の動向にも触れながら、教育の原点を講演していただくという講演会の内容でございます。
入場料等については、無料という事業と申請を受けてございます。これはあとでご説明をさせていただきます。
安全への配慮ということで、アィムホールでございますが、会員が随所に立つということでございます。
青少年・高齢者・障害者への配慮ということで、車イス等の配慮をします。
共催団体は、他にはないということでございます。
他の後援団体につきましても、ないということでございます。初めての事業でございますので、なしということでございます。

添付書類については申請書のほかに⑤をいただいておりますが、これにつきましては3件ご説明してからまた補足説明をさせていただきます。

続きまして2件目の事業後援申請でございますが、みつば家庭教育研究所から申請がされております。

事業の内容は「家庭教育講演会」でございます。無料の事業でございます。場所は立川市市民会館でございます。本年11月11日の土曜日に予定しております。

内容でございますが、対象者は立川・国立・東大和の三市に在住する子育て中の母親ということで、概ね1,400人を予定されている事業だそうです。

事業の目的は、子育て中の母親を対象に「親が変われば子供が変わる」を基本精神に、地域の子供達に健全なる成長を願って家庭教育の講演会を開催する、という内容でございます。

事業の内容でございますが、講演テーマが出てきてございます。「家庭は教育の出発点」、仮題だそうです。講演内容は、小山内氏の豊富な経験をもとに家庭教育の大切さについて講演する。講演の具体的な内容については現在検討いただいているそうです。講師は脚本家の小山内美江子氏でございます。脚本家の代表作としましては、「3年B組金八先生」、「徳川家康」、「飛ぶが如く」というようなNHK関係のドラマと民放のドラマということで、現在、NPO法人「JHP・学校をつくる会」の代表を務めている方が講演をするということです。

入場料・参加費等は無料でございます。

青少年等の配慮はないと。

共催団体も他にはないということです。

他の後援団体名として、先ほど申し上げたように三市ということでございますので、立川市教育委員会以外に国立市教育委員会に申請中でございます。東大和市教育委員会は承認済という報告が出ております。

過去の後援承認はありました。平成9年7月11日ですので、3年以上経過しておりますので、新たに審議事項にしたということでございます。

申請団体の連絡者は立川市富士見町に在住の伊東さんという方から出てきてございます。

続きまして3件目でございますが、申請団体はArgentino Wind Orchestraという団体でございます。

所在地が墨田区ということで代表者の住所がそのようになっておりますが、活動は立川を中心ということで活動されている団体だそうです。事業名は「アルジェンティーノ・ウィンド・オーケストラ第1回定期演奏会」ということで、発足して初めての定期演奏会だそうです。日時は10月8日でございますが、場所は多摩社会教育会館ホールでございます。

対象者は三多摩市民ということで、吹奏楽関係者及び一般者の500人を予定されているそうです。

事業の目的は、多くの方に生の演奏を聴く機会を提供すること。また、音楽をより身近なものとして感じていただくとともに、吹奏楽を通して地域の文化活動の活性化をはかる、という事業目的でございます。

事業の内容でございますが、中央大学学友会文化連盟音楽研究会吹奏楽部のOB・OGを中心に結成した団体だそうです。そしてこの度、有志で吹奏楽団を設立、第1回目の演奏会を開催する。内容はクラシック曲を中心としたプログラムを、約50名の団員により演奏するというので、親しみのある曲が多くなると。曲名の代表として、くるみ割り人形ファンタジー等々が書いてございます。

これも入場料が無料ということの事業でございます。

安全への配慮には、関係者が混雑が予想されるので人員整理をするように配慮すると。

無料の事業ですから、特に青少年ということもございません。

共催団体はほかにございません。

その他の後援団体でございますが、現在申請中というように出てございますが、立川市に後援申請が出ております。

過去の承認はございません。

申請団体連絡者は八王子にお住まいでございます齋藤麻美さんという方が事務連絡ということで出てございます。活動が多摩中心で、立川の場所ということで、今回、多摩社会教育会館ホールを使用しますので、立川市教育委員会の後援をいただきたいという内容でございます。

以上、3件でございます。

○藤本委員長 ありがとうございます。事業後援3件、いずれも無料の事業ということで出されております。今、概要について説明がございましたけれども、初めての事業でございますので一つ一つ協議してまいりたいと思います。生涯学習課長、これは社会教育委員の会議には当然かけたわけですね。

○府中生涯学習課長 いま委員長からご質問があったように、社会教育委員の会議は7月20日に開催させていただきまして、ご審議をいただきました。3件の審議をしていただいた中で、1件の審議に意見が出まして、それについてご報告させていただきます。

社会教育委員の会議からご意見が出たのは、1件目のNPO法人立川教育振興会の事業後援の案件でございます。

まずその審議の過程におきましては、先ほど申し上げたようにこの事業は無料の団体ということでご審議をいただきました。したがって、本日の教育委員会の審議事業も無料という形でご送付をさせていただいております。

この事業の審議経過の中で、事業後援申請書をもう一度お目を通していただきたいのですが、1枚おめくりいただきますと、申請団体連絡者の欄に牧野征夫さんのお名前が書いてありまして、「この方は教育委員ではないでしょうか」というご質問がありまして、「教育委員」というように私の方でお答えをしております。「教育委員が事業申請をする事業を、教育委員会の構成員の教育委員で審議をするというのはおかしいのではないか」というようなご指摘がございます。まさにご意見のとおりであり、教育委員が申請団体の連絡者になって、かつ本日の事業後援申請を利害関係者として審議するにはふさわしくないのではないかというご

意見がありまして、それにつきましては本日の教育委員会で取り扱いを教育委員長にお願いしたいということで申し伝えてございます。それが1点でございます。

2点目は、先ほど申し上げましたように、この事業は審議の時点では無料ということで社会教育委員の会議では審議をして、概ね承認できる事業だろうというような考え方が整理されたのですが、その後、この事業が申請書に書いてあるように、学校関係者及びPTA、市民に呼びかけているチラシに、無料の事業ではなく、資料代として300円徴するというようなパンフレットが流れたということで、教育委員会、私の方にご意見がありました。

したがって、資料代といえども無料の事業ではないということでありまして、申請団体にお話をさせていただきまして、本日の追加資料ということで用意させていただきました、NPO法人立川教育振興会が実施する事業の中の資料代の事業計画書を提出していただいて、きょう追加資料として出していただいた資料でございます。

収入予定の資料に目を通していただきたいのですが、資料代300円ということで、概ね196人の予定ということで収入が58,800円。支出はここに書いてあるとおりですが、資料代ということをとる場合はあくまでも有料の事業という取扱いになりますので、このような添付資料がついてこないと審議ができない。したがって、社会教育委員の会議では、書類不備のまま審議をしているということで承認の方向性が出ているということでございます。

もう1点、先ほど申し上げました本日この教育委員会での最終決定については、取扱いは教育委員長に委ねたいと思いますが、仮に審議を本日ここでこの件はできないという判断でございますと、社会教育委員の会議での審議の内容が違いますのでもう一度差し戻しということになります。差し戻しする場合、社会教育委員の会議は、来月8月は8月24日が定例会というようになってございますので、この事業が8月25日というような日程になっておりますので、時間的には教育委員会の事業後援事業には間に合わないのかなというのが事務局としての考え方でございます。

○藤本委員長 もう一度確認しますが、社会教育委員の会議にかけたときには、牧野教育委員さんのお名前のことはわかりましたけれども、有料ということは出ていなくて、無料のままでかけられたわけですね。生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 その無料という状況で審議をしていただきました。

○藤本委員長 そういうことで、牧野委員何か。

○牧野委員 1点目の申請団体連絡者、これはこういう形で出されていくことに対しては、教育委員という立場の中では、これを審議するというそういう立場の社会教育委員の会議での考え方はよく理解できます。それと我々の方の会のこととの関係もありますので、私が代表にならざるを得ないという状況があった関係がひとつで、私はこの会については賛否をしないというように考えております。それは今の課長のお話の中での社会教育委員さんの疑問になるだろうなということがひとつありますので、この件につきましては、他の委員さんによって決めていただきたいと思えます。

2点目は有料、無料の関係ですけれども、有料というのは参加費と入場料ということを具

体的に書いてありますので、参加費、入場料というのは当然有料であるかないかというのが出てきます。しかし資料代というものはまた質が違うだろうということで、ここには書きませんでした。そういうことから、ここには無料というところに丸をさせていただきましたけれども、もし今後、資料代等々が入るとすれば、有料ということになれば、この欄の中に参加費・入場料そしてこっちに資料代というような形でご記入いただくような改善をお願いしたいというのが私の考えです。

○藤本委員長 今まで出されたものについては、資料代というのはだいたい入っていたと思いますが、生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 教育委員長がお話いただいたように、従前から入場料と参加費という考え方は資料代を徴する場合も含まれているということで申請団体にはお話をしてきまして、そういう手続きをとっておりました。しかし、牧野委員さんからご指摘いただいたように、この書き方では資料代は違うのではないかという誤解を与えてしまうという様式でございますので、今後そういうように団体にご迷惑をかけないように、ここについては資料代も含むというような形で明確に修正をするということでご理解いただきたいのですが、取り扱いは、教育長が言われたように従前も資料代がある場合は有料の事業ということで取り扱わせていただいております。

○藤本委員長 この件に関しましてほかの委員さん、いかがですか。古木委員はいかがですか。

○古木委員 ご説明を伺って、私も教育振興会の会員なものですからご案内を7月13日、先回の市教委の定例会のときに受け取って今日持っておりますが、それには300円と確かに資料代というのは記載されておりますが、これを受け取った日にち、6月22日時点では無料という申請書が出ているわけで、その以後の間に長い日数があったのですけれども、その間に修正書類あるいは問い合わせでやっていただくと本当によかったと思うのですが、社会教育委員の会議の経過等も考えますと、なかなか8月25日に間に合うように早い後援承認というものはできにくいと私は思うのですね。

○藤本委員長 ですからどういように考えられるのですか。

○古木委員 確かに事務局で受理した時点で、事業後援申請書の裏側に牧野委員のお名前が記載されている、そのときに、受理のときにそれを指摘しなかった事務局の手落ちがあるわけですから、この書類の中で無料の判断が、教育委員長おっしゃったように資料代も含めて有料、無料の判断をするのであれば、これは有料扱いになってこの申請書は違ったことになるわけで、改めて申請書類を出して審議しないといけないと思います。

○藤本委員長 ちょっと失礼でございますが、受け取ったのが悪いという感じに聞こえましたが、そうではないわけですね。

○古木委員 もし社会教育委員の会議の方で指摘されたことに対してであれば、生涯学習課長で6月22日に受理しているわけですから、「いや、うちの方でもう受理してしまったんだ」と。「これについては今後気をつけるから」という答弁ができなかったのでしょうか。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 社会教育委員の会議での審議の過程をもう一度申し上げますが、無料という事業で審議をしたということが第1点です。

2点目はご指摘いただいたのですが、6月22日に窓口で生涯学習課が受理した時点で教育委員さんのお名前が記載されていたということについては、その時点では好ましくないという判断をしなかったということで、これについては大変、事務局の手落ちというようなことで指摘されてもいたしかたないということです。

○藤本委員長 古木委員さんがおっしゃったのはそういう意味でございますか。

○古木委員 そうですね。

○藤本委員長 小林委員さんはいかがですか。

○小林委員 資料代の件は、ここを見て資料代というのは書くのか、書かないのかがわからないような状況ですので、入れないというように判断されたのでしょうかから、それはそれで仕方がないので、今後のことを考えてこの様式を、括弧の中に参加費・入場料・資料代などというように入れていただければ。ほかの表現もあると思うのですね。料金を徴収する場合は受講料という言い方もありますし、なので等など入れていただけるといいのではないかと思います。

あとは、今の2点と離れますけれども、講師が品川区の教育委員会の教育長ということで、最初にお話を聞いたときには、講座の中身がどうしても品川区のことを中心に、品川の教育のPRになりかねないかなというように思いましたが、テーマがもっと大きな演題ですので、21世紀の教育ということですので、そういう内容でお話していただければ十分後援に価するのではないかとというように思います。

○藤本委員長 教育長はいかがですか。

○大澤教育長 2点ありますけれども、まず前段の申請者と審議する側が一致というのは、これは委員自身が採決に加わらないということで、それはいいと思うのです。

この有料と無料の部分ですけれども、もし私が申請者なら、参加費、資料代をとるということになるので、これは有料と私は判断します。そういうことで、これまでもシビアといえますか相当きめの細かい、我々こういう審査をしてきたので、知っている方が申請者で、また教育の中身のこういうことをやるというので、非常に親近感を持っているので、何とかしたいという気持ちはすごくあるのですけれども、私自身は事務局としてそうすると、他に対して相当厳しい判断をしていた方たちに対して片手落ちになるのではないかなと私自身は心配があるので、大変シビアでありますけれども、有料なんだというふうにして社会教育委員の会議にもう一回かけて、なおすのが社会教育委員の会議に対するやはりひとつの礼儀かなというように感じます。

○藤本委員長 お話を伺いました。本来ならばこれは差し戻して、もう一回訂正をして、審議していただくというのが本来の形であろうかなというように思います。ただ、生涯学習課長の方から説明がございましたように、時間的に間に合わない。では間に合わないからこれで今回は通してしまおうかという、それでよろしいかどうかというところに問題があるか

なというように思います。時間が少ないからいやというわけにも参らないと思います。

それともう1件は、ご本人がここにはいらっしゃいますけれども、その団体の連絡責任者に委員さん自身がお名前を掲げているということでございますので、この人が審議に加わるということは大変まずいことだなというように思います。

はい、教育部長。

○吉岡教育部長 事務を担当する者としまして、ここ何年か出ております公文書公開条例というのがございます。これについて、6月22日に受付をして、なお且つ社会教育委員の会議に諮り、また本日、教育委員会で諮る、これは議事録を見ればわかります。しかし、その中の添付書類として後日出されているものが、これが7月24日という日付でございます。やはりこの辺のところは公文書になっておりますので、これを公開請求された場合については、別添として出さなければならない状況が今の状況でございます。

そうしますと先ほど教育長も言われましたが、特に気をつけねばならないのは、事務局が教育委員、添付書類が時系列的に差があるということ、審査している時間もずれているということ、これがひとつのことになってここで協議が成立しますと、我々が求められたときにはこれを提出しなければならないです。そうすると、どういう審議をしたかと求められます。そうすると教育委員会の中身まで問い詰められてきますので、事務を預かる者としては、やはり手順どおりしていただいたものがやはり公文書として保存できる状況にあるというように判断をせざるを得ないというのが今の状況でございます。

○藤本委員長 ありがとうございます。大変判断が難しい問題でございますが、委員さん方、いかがでございますか。

暫時、休憩いたします。

午後 2時02分休憩

午後 2時13分再開

○藤本委員長 会議を再開いたします。

先ほどの論議に続きまして先へ進めさせていただきますが、1件目の講演会につきましては、社会教育委員の会議で提示したときの内容と違いがございますので、ここでは社会教育委員の会議へ差し戻すという判断をさせていただきたいと思いますが、そういう考えでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○藤本委員長 生涯学習課長、そういう判断でよろしいでしょうか。

○府中生涯学習課長 この案件についての教育委員会のご審議で、ご指示どおり、もう一度社会教育委員の会議で再審議をさせていただきますが、再審議は8月24日という日にしかできませんので、その取扱いで申請団体とまた調整をしてみたいということでございます。

○藤本委員長 そういうことでよろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 では、1件目はそういうようにいたします。

2件目も講演でございますが、家庭教育講演会、これについてはご質問、ご意見ございますか。特になければ、これは承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○藤本委員長 それでは、これについては承認いたします。

3番目、アルジェンティーノ・ウィンド・オーケストラ、これについてはいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○藤本委員長 これも後援を承認することにいたします。

以上3件、ありがとうございました。1の協議については以上で終わります。

◎報 告

(1) 教職員等の人事権の市町村への移譲について

○藤本委員長 2番の報告に入ります。

報告(1) 教職員等の人事権の市町村への移譲について、教育長、お願いいたします。

○大澤教育長 教職員等の人事権の市町村への移譲についての報告をいたします。

この件については、昨年10月26日、この資料にありますけれども、中央教育審議会の答申で、「新しい時代の義務教育を創造する」というようなことで、相当広範な範囲での答申があります。これは次の学習指導要領の改訂を見据えてのいろいろな現状の学校教育、あるいは社会の分析を踏まえての今後の義務教育を創造するためのひとつの考え方が提示されておりますが、きょう説明いたしますのはその内のほんの一部分で、教職員の人事権を市町村へ移譲するという、そういうような答申の内容についていたします。

このA3のところの一番上にありますように、中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」、この四角の枠がありますが、ここでは読みませんが、基本的に県費負担教職員の人事権は、市町村に移譲する方向で見直すというふうに答申であります。これは文部科学省の方でも現在いろいろ検討しておりますけれども、この中でも言っているように、政令指定都市については人事権は、移譲は既にされています。この中に言っているように、県費負担教職員、要するに現在、学校にいる教職員でありますけれども、市町村立教育職員の給与負担法というのがあります、その給与負担法によりますと、市町村の教員の給与は都道府県が負担するというのがあるのですね。

給与を都道府県が負担するというのと、人事権も都道府県が持っているというそういう状況を変えていこう、ひとつの地方分権の考え方によって学校を設置する地方公共団体が人事権も給与負担も両方するのがやはり好ましいという、そういう考え方で答申がありますけれども、この答申の中でも、いきなり市町村に移譲ということは、将来的な方向性としてはそうであるけれども、現状によってはいろいろな課題があるというように。課題があるので当面は中核市をはじめとする一定の自治体、一定の規模を持った自治体に人事権を移譲

するという、そういうような考え方になっておりまして、目下検討中の中でもって、中核市への人事権の移譲は18年度に制度改正をするという、そういうような予定で進んでおります。

市町村にいきなり人事権を移譲した場合何が課題なのかという、これは財政問題もありますけれども、やはり市町村というのは規模的には小さいですから、各市町村がそれぞれの権限でもって教員を採用するとか、異動させるだとか、研修をさせるということについては、非常に優秀な人材はいにくくなる。むしろ広範囲の中でもって教員を採用ということならばいろいろな人材がいやすくなりますけれども、やはり非常に難しいというような、その辺が主な理由でもって当面は中核市ということであります。中核市はそういうようなことで事実上検討が進められておりまして、これは実施がいつになるかわかりませんが、ただ、中核市と言えども、やはり組織的なもの、人的な手当等々課題があるでしょうから、18年度中に制度改正をしても19年から即というように私は考えていませんが、やはり早くも2年なり1年時間をとらないとなと思います。

それで、文部科学省は次の段階として、中教審の主要なテーマであります市町村への移譲についても検討していて、都道府県にもう見解を求めているのです。それでもって文科省は都道府県に意見を聞くとともに、教育団体、この中間にありますけれども3の文部科学省からの依頼というところで、四角の枠の中にまたさらに四角でありますけれども、都内教育関係団体、特別区教育長会からはじまって⑥の東京都へき地教育研究協議会、こういうところにも意見を聞いているのです。それでもって最終的には全国の意見を聞いて、文科省の判断をするということのようですが、東京都におきましては、この4番のところにありますように、特別区教育長会では、区への人事権の移譲は賛成ですというように言っているのです。これは後で読んでいただきたいのですが、結論的には賛成であります。

右側に行きますと、(2)移譲に反対の団体、これは東京都市教育長会含めて、要は特別区の教育長会を除いてすべての団体が反対であると。特に言っているように、市町村への移譲についてということで3つ掲げてあります。これは市町村の問題でありますので読みますと、長期的に見て人事の停滞や硬直化を招き、教育水準の維持が困難になる。②番が、小規模な町村などの体制では、移譲に伴う業務上の負担に耐えられない。③としましては、市町村の意向を尊重しながら、都が人事事務を行う現行制度を維持しつつ、市町村の実情に応じて弾力的な人事措置を行うなどの改善を図るべきである。ここでは現行のまま、改善する部分は改善していったらどうなのかというようにいっています。それから4つ目の○は、市町村の移譲についての見解というよりも、ここに書くのはおかしいなと思うのですが、こうこうすれば可能ですよという部分ですね。要するに財政的、制度的な支援があればいい。それから、都内で広域的な採用・人事交流を行えばこれは可能だろうというみたいなことでもって、上の3つの丸とはちょっと意味合いが違うのですが、そういうようなことでもって5団体としての見解を出しています。

ところが右側の次の大きなⅡの東京都教育委員会の基本的な見解について、東京都の教育委員会としては、この5団体と真っ向から意見が異にしまして、この異にする部分について

6月22日の東京都教育委員会でもって決定をして、そして文部科学省の方にこの意見を提出するという、そういうことでもう既に済んでしまった話なのですね。東京都の教育委員会では、ここで言っているように、原則的な考え方でありまして、2番を見てもらいたいのですが、県費負担教職員の人事権の移譲に関する基本的な見解としまして、本来、義務教育については、その実施主体として、区市町村が責任を負うべきであり、教職員の人事権の行使と給与の負担についても、区市町村が行うべきであると。したがって、県費負担教職員の人事権については、すべての区市町村に対して、給与の負担と併せて、移譲すべきである。条件整備として、広域的な調整を図る仕組みを整備する必要がある、こういうことにおいても文部科学省にも出ているということでもあります。

今後文部科学省の方が、全国の都道府県あるいは各県の教育関係団体等の意見を踏まえて結論を出していくのですが、近い将来、この問題というものは相当政治的な問題なり、表面に出てくる大きな問題でありますので、一応こういう課題があるというようなことについて委員さんに認識をしていただきたいということできょう、説明をしているわけでありませう。

このことにつきましては、当然、給与負担から、あるいはもっと大きな問題というのは、この人事権すべて移譲されますと、これに関わる組織的な充実というのも相当必要になってくるということで、教育委員会の中でも人事的に相当な部署をつくってどうのという、そういうようなことになります。

裏の表を見てもらいたいのですけれども、一番左に国、右に都道府県とありますけれども、右側の都道府県を見てもらいたいのですが、都道府県は教職員の給与を負担するということは法律で決まっております。それから教職員の人事権、内容的には採用、異動・昇任、分限・懲戒、指導・助言、これが全部都道府県の仕事になっていきますね。それで一番上の、教職員の給与を負担をするという部分については、都道府県が教職員の給与を負担をすると、その負担額の3分の1を国が負担をするという。以前は2分の1でしたが3分の1を負担するということになりました。したがって結果的には教職員の給与額の3分の2を現行、都道府県が負担しているということになっていきますね。これを、今度は右側の政令指定都市、これはすべて現在こういう形になっています。一番右側の区市町村立学校ではどういう権限を持っているのかというと、教職員は、人事権はないけれども身分は市町村の身分なのですね。ですから学校の教職員は立川市の職員というわけでありませう。教育委員会の持っている教職員に対する権限というのは、職員の服務監督という部分の仕事が主たる権限であります。

この制度をどう変えたいかと言いますと、その下の2は国が現状考えている権限ですね。先ほど言いましたように、政令指定都市にはもう既に人事権がいつておりますから、今回考えているのは、左側、都道府県の内政令指定都市・中核市を除くという部分を、この中核市の部分を権限を委譲するということが、そこの真ん中のところに、中核市等一定の団体というところに都道府県の権限を移すという、これが現在での文部科学省の案であります。

今度は右側にいきますと、東京都が6月22日に教育委員会で結論を出した考え方が3の東

京都教育委員会の基本的な見解ということでありまして、文部科学省の考え方を一気に越えまして、中核市ではなくして、すべての区市町村に給与費の負担と人事権を下ろしますというのがこの3であります。ただし、東京都に残す権限としては、当分の間、指導・助言、援助ということの仕事を残していきましようということで、すべての区市町村に人事権が移譲していくことが順調にいく暁には、指導・助言についても区市町村、東京都の権限としてはなくなって、独自に学校の設置者であります区市町村が人事権を持ってちゃんと行政をやってくださいということであります。

市町村がいろいろと課題を言っていたのが財源の問題と広域的な調整の仕組み、これがなかなか整わない限りできませんよと、そういうように意見を言っているのですが、それに対する東京都の考え方として、広域的な調整の仕組みとして区と26市それぞれに一部事務組合みたいな調整団体を置いて調整機能を持たせたらどうかということと、もう1つは、区と一部市町村とあとの市それぞれに調整の団体を持たせてやっていったらどうか、そういうような調整の仕組みもあわせて東京都では考え方として出している。そういう経過でありまして、これも中教審では市町村に人事権を移すというのが究極的な目的でありますので、これは時間がかかるかもしれませんがこういう状況に近い将来なるということで、そういう認識をいただきたいということです。

もう1枚の方のA4の資料でありますけれども、これはつい先だって、7月13日に東京都から急遽出されてきた人事権の移譲であります。これは文部科学省とか中央教育審議会とは全く関係ない東京都独自の行財政改革の一環として出てきた考え方でありまして、学校にいる都の事務職員、これを区市町村に移譲したいということでありまして、これは大変強引でありまして、裏の表のところにありますように、19年度、来年度から徐々に実施をしていきたい。東京都は19年度から人事権も給与負担も区市町村に移したいということでありまして、区市町村と調整がつかない場合には、今度は都のいう事務を再任用という、正規職員ではない身分に切り換えていきますよという言い方をしております。

ただ、この東京都の事務職員の委嘱につきましては、現在は市町村の教職員の給与は都道府県が負担するという法律になっていますので、これは事務的に東京都が移譲するから出しませんよというようにならない、法律上は都道府県が負担することになっています。ここで言っているのは、国へ法改正を要求していきますと書いてありますけれども、現在の法律から事務職員は除きますよという、そういう一部改正を要求していきたいということのようであります。

国の方が東京都だけの法改正の要求をきくかどうかというのは文部科学省の腹にありますけれども、いずれにしてもこういうようなことでもって、これがうまくいかなければ都の事務職員の、今度は正規職員でない、再任用の事務職にするというのが強い考え方のようでありまして、これもあわせて人事権の移譲ということでもってご説明をさせていただきたい。現状ではそういう話であります。

○藤本委員長 いま説明がございましたけれどもどうですか。牧野委員。

○**牧野委員** 給与負担法というのがあって、2 つに分かれていますね。県費負担と都費負担ということで、都費負担というのは事務職員です。都費の事務職員についてはいま最後に言われた東京都から支払われていますから、いま都職が1人と事務職が、市職の雇用も含めて2人、給食も入れれば、3名いることになりますけれども、仕事の量を完全に分割して各小中学校は仕事を区分して持っていますけれども、そういう中での都費の負担を考えると、東京都の福利厚生事業とか互助会、そういう生活補助についての関係についても市職がやらなければいけないというような形ができあがっている。それは可能かどうか。私などからすると可能だろうと。

ただ都職の部分が、いま都事務が各区市町村、1,300、600、それから270いくつですか、全部でそれだけの数が一人一人配置されているわけですがけれども、東京都立は違って、区市町村についてはそれを廃止してしまうとなるとやはりかなり負担が大きくなるだろうなど。でも小さな政府を考えたときにはやむを得ない現状があるかなということが。都職の事務の関係はすぐにでもできると思いますけれども、県費職員の場合は、教職員の場合については非常に大きな課題があるだろうというように思いますので、教育長会でも是非、反対の方向で動いていただきたいというようには思うのですね。

これはもう財源の問題だけではなくて、人事交流などもできなくなってしまいますから、人事が停滞してしまいますから、そうしたときに管理職はすべてその地域から選択しなければいけない。一回預かった職員を、以前のような某教員が来たときにそこからはみだせませんから、その市でもってずっと退職まで見なければいけないということがあります。そうしたときに果たして市としてプラスになるのかマイナスになるのか、もう言わないでもわかるとは思いますけれども、そういう状況ができあがってしまう。

それから、新しい教員を採用するにしても、いま杉並区と足立、品川ですか、等では、あれは正規職員は雇っていないのですね。講師扱いで雇っていますので、これは当然講師扱いをしないと市費負担になってしまいますから、増加してしまいますからそういう形で採っていらっしゃるようですがけれども、そういうことになってくると人材の確保というのが非常に難しくなる。優秀な人材はある一定の方に集ってきて、優秀ではないという言い方はおかしいですね、やはり優秀な人材を集めきれないという区市町村ができあがってくるだろうなど。それですと教育は完全に衰退するだろうと思いますので、教育長会では猛烈な反対をさせていただきたいというのが私の考え方ですね。

○**藤本委員長** 教育長。

○**大澤教育長** 全くそのとおりで、もともと市町村の学校というのは設置者がありまして、そこで働く教職員がどうして都道府県の給与負担なのよという、これはもともと市町村というのはいろいろ規模も違いますし財政力も違うので、財政力によっていい教員を置いたり、お金がないからあまりいい先生が採れないという、そういう差があってははいけません。機会均等というようなことでもって、より規模が大きい都道府県が給費を負担するのが、これが適切なのだということでこういうように今までできているのですね。きているのですけれども、

その辺のところは全部取っ払ってしまって、地方分権なり実施主体が望む教員を採るべきだ
という、そういうようなことの考え方から市町村へ一気にという、これはやはり考え方で、
では実態面ではどうなのかという、やはり相当無理があるだろうというように私は思うの
ですね。

確かに市町村が一番望む教員を採ればいいですけども、むしろそれは逆になるだろう
と思うのですね。例えば東京都においても、区部に近い方あるいは非常に住みやすい、交通
の便利なところにいい教員が集ってしまう。西部の方についてはなかなかとれないとか、
さっき言ったように、市町村保有の職員にしてしまうと異動がしにくくなる。そうするとい
ろいろと問題ある教員もなかなか異動させられないとか、今以上に硬直化してしまうだ
とか、課題が多すぎるのですね。

そういうことで、基本的に、言われるまでもなくその辺の仕組みがきっちりできるまでは、
これはもう断固反対だということていくべきだろうというように私は考えています。また、
都市の教育長会でも全体的な考え方としては反対。それから中核市に移すという現在のそ
ういうことでも、今度は中核市にいい教員がみんなとられてしまう。その都道府県下の中核市
の周辺の市町村はどうなるかという、残りの教員の方々をみんなでもってそれぞれ分担し
合うみたいなのということになりますので、問題が多いだらうなど。

○藤本委員長 中核市というのはどのくらいのことを言っているのでしょうか。

○牧野委員 立川市を中心にした隣接市を集めると3、40万の市民が集まりますね。立川市も誘
いがあったように聞いていますけれども、今のところは動いてないみたいですけども、そ
うなってきたときに合同の各市ではさいたま市だとかああいうのをつくっていますね、町村
合併して。補助金の問題があったりして、合併体が大きくなればなるほど補助金制度など
お金をもらう事項が多いものだから、そういう合併をしていくというのが通例なのです。

○藤本委員長 教育部長や学務課長は事務関係の話などは出てきてないでしょうか。

○島田学務課長 まだ会議などでもこのことは。今度8月11日にありますけれども、多少出る
かと思えますけれども、出たことはありません。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 もう1つ、教育長会で是非話をさせていただきたいのは、県費負担の中の、給与条
例の中の給与法に基づいた給与範囲内だけけれども、一般財源の中の給与という形で出てくる
ことはこれは反対していただきたい。なぜかというのはもうおわかりだと思いますけれども、
あっちこっちに振りまかれて、結局、教員の質の悪さ、それから給与の増減という部分が
非常に大きくなってきますから、区市町村によってはものすごい差がついてしまうという部
分がありますので、是非とも一般財源での給与という部分ではさけていただいて、県費の給
与法よっての支給という、そこに重きを置いてやっていただきたいということは是非、切
に希望したいと思います。

○藤本委員長 古木委員や小林委員はいかがですか。小林委員。

○小林委員 とにかく教員の質を一番に考えていただきたいと思います。ほしくない教員をど

うするかということで、もしかしたら市で職種を変えて別のところに移っていただくとか、そういうことが柔軟にできるようになるかなという気はしますけれども、無理でしょうか。

○藤本委員長 ありがとうございます。考えてみると、課題がいっぱい含んでいるように思いますね。一概にこれ全部悪いとはなかなか言い切れないかもわかりませんが、そういう課題も解決できる見通しが見つからないと踏み切れないのではないかとこのように思いますので、きょうは第一読解みたいな感じでございますけれども、また教育長は情報を仕入れて、皆さんに。

はい、牧野委員。

○牧野委員 東京都が考える調整団体の部分がありますね。この調整団体、今までにとっては特別区、23区、26市町村の前ですね。その格差というのが今までずっとと言われて、東京都は格差はないというようにずっと言い通していますけれども、ただやはり教員の異動の問題ですとか、例えばこの辺ですと西の方の、昔の僻地手当をもらっていたような地域の方々、そういう人たちとでは立川市は違うかという、違ってくるのですね。だからその辺のところも、調整団体をつくれればいいという発想でこられると大変大きな課題ができるだろうな。ですから、調整団体を組むなら、東京都全体の調整団体というような方向でいってもらいたいと思うのですけれどもね。

○藤本委員長 教育長、これは各区市町村に移譲されてくると、例えば学級編成基準とかそういうものもみな変わってくるということになりますか。教育長。

○大澤教育長 要するに都道府県からすべて手を離れるということですから、広域市町村ということになりますね。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 今でも服務に関してはできるんです、本来は。ただ、前にもちょっと話したと思いますけれども、服務に関してしても各区市町村できるのですけれども、東京都から県費職員ということで、中立公正にやるために都が最終的な判断をしていくという動きだけはいまもってやっているという、ちょっとバランスがくずれた形が起きているわけですね。

○藤本委員長 また今後引き続いてこういうお話が出てくるかと思いますが、関心を持っていただきたいと思いますというように思います。

◎報 告

(2) 立川市授業力マイスター研修について

○藤本委員長 次にまいります。(2) 立川市授業力マイスター研修について、指導課長、お願いします。

○樋口指導課長 それでは、立川市授業力マイスター研修についてという題でございますが、お手元の資料をご覧いただきたいと思います。

今、小林委員の方からもお話がございました教員のまさに資質向上というところで関連あるものかなというように考えております。昨年度の授業力向上のためのマイスターを育成す

るそのマイスター研修の中で、18年度、どのような視点でいわゆる若手教員を育てていけばいいか。あるいは立川の教員が授業力を向上させていくためにすべての教員がどういうことをひとつの視点、チェックのポイントにしていったらいいだろうか、そういうようなことを話し合いました研修の報告をこのような形でまとめさせていただいたという資料でございます。そういう意味で、この一番最後に、19ページでございますけれども、執筆協力者一覧というものが平成17年度、このマイスター研修に加わった教員、その教員たちの研修の成果をこのような形でまとめさせていただきました。

お聞きいただきますと、目次、あいさつがございまして、つぎ3ページでございますが、これも先だって教育委員会でマイスター研修の実施要綱のご説明をさせていただいたときに、授業力とは何かということでご説明をさせていただきましたけれども、この資料のひとつの、立川市としてのセールスポイントといいますか、工夫をした点は、立川市教育委員会では都教委の授業力を、考え方を踏まえてこのように捉えた、つまり授業力の基礎とは何か、授業力の基本とは何か、このことを立川市教育委員会としてこのように捉え、そしてそのことを踏まえて、以下4ページ以降の基本的な指導技術における授業力でありますとか、教材研究における授業力、授業展開における授業力等々の項目でまとめたものでございます。

4ページをご覧くださいますと、このような10個のチェックシートを用意しまして、その一つ一つの項目について自分なりにチェックをしていく。それは5段階でも4段階でも、〇×でも何でもいいですけれども、そういう視点でまず自分なりにチェックをする。あるいはマイスターの教員はこのようなことを視点にして若手教員等を指導していく、そのようなことに考えております。

一番最初に戻っていただきますと、今申し上げたように、授業力の基礎とは何か、基本とは何か、そのことを明らかにした上で授業力の基本、それから授業力の具体、そして授業力の基礎ということでこのような16の大きな項目で整理をさせていただいております。授業力の具体というところでは、国語、算数、音楽、体育、道徳でございますけれども、「あれ、これは全教科ないんですか」というご指摘があらうかと思っておりますけれども、小学校、基本的にまず国語、算数、ここでの着実な力、そして専科としての音楽、また体育の指導というのは小学校では非常に重要な担任の指導でございますので、そして道徳は申すまでもなく非常に若手教員等に、授業力の具体として考えていきたいところでございますので、本年度にしましては、授業力の具体という(2)番につきましてはこのような形で整理をさせていただいているところでございます。

今後は中学校のものも開発をしていきたいというように考えておるところでございますけれども、いま委員にお示しさせていただいたものは、今後さらに文言を整理いたしまして、最終的な点検をしているところでございます。ですので、大きく差し替えたりとか、内容を大きく変更することはございませんけれども、根拠のある文言を使用しているかどうか、様々なことをいま整理をさせていただいております。例えばライバルと言える教員がいるかないか。ライバルという言葉は本当にふさわしいだろうか。やはりそれは切磋琢磨できる教員で

はないだろうか、そんなような具体の桁でいま文言の整理をして、最終的な市教委として出せるものを今、最終校正をしているというところでございます。

また、9月に入りまして、9月12日にマイスターの中間報告会を行いまして、現在、このマイスター制度、どのような今のところの成果、課題があるかという中間報告会を9月12日に開催することになっております。冒頭申し上げました執筆協力者の中で、現在マイスターになって指導にあたっている教員は5名おるところでございます。

以上、報告でございます。

○藤本委員長 ありがとうございます。報告を終りました。ご質問ございますか。牧野委員。

○牧野委員 これを昨年度のまとめで出したことについては評価できると思うのですが、これに関わった先生方はわかりました。これに対する指導者はいったいどういう方がおったのかというのが1点目です。

2点目は、その指導者の中で、これをもとにしながら、例えば1番目の基本的な指導技術における授業力というものですが、これに対する10項目を検証してあるのかなのか。ただこれを出しただけなのか、これが2点目です。

3点目は、いま指導課長も話をしました、文言の選定というのはこれからやりたいという話がありましたが、そのとおりだと私は思っています。それから評価の仕方については、例えば「単調な話し方ではなく、声のトーンや大きさを変えて話している」、これはどうやって評価をするのか。よかった、悪かったと評価するのか、ここのところに評価基準はどこにあるのか、評価基準が全くわからない。という状況の中でこれをどうやって現場の先生方が応用していくのかなという疑問が、そこまでです。

○藤本委員長 指導課長。

○樋口指導課長 1点目でございますが、これを指導にあたった者は立川市教育委員会の指導主事でございます。

2点目でございますが、文言等の整理はいま行っているところございまして、ここの評価の基準も含めまして今後の活用ということで、まずこれを出したということについては、教員自身が自分の感覚でまず見直しを図ってみようということ、つまり実態把握としてまず教員自身がこれを見直してみようということでございます。そういう点で申しますと、いま委員からご指摘がありました評価の基準をどのように持たせているのかということは、今後これを具体的な場面で、指導主事が教務主任会あるいは初任者研修、2、3年次研修、校長会、副校長会、様々なところでお話をさせていただきますけれども、まずは教員自身の振り返りとして活用していくということを今のところは考えているところでございます。

東京都教育委員会の作成しております人権教育プログラムの中での各学校の人権教育推進の把握というところも、このようなチェックシートの方式を使っておりますが、委員と同じような、同様の指摘もでございます。ですので、まずは教員が各学校の視点でその評価にあたってみるというような作業を、丁寧に説明をしていきたいというように考えておるところでございます。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 これをもとにしながら、昨年度つくるときに、これを検証しながら授業をやった経験はないのですね。各執筆者がそれぞれ集まって、考えて、こういうようにしましょうかということで総合的に考えながらこれをつくっただけで、検証するまではいってないということですか。

○藤本委員長 指導課長。

○樋口指導課長 執筆に協力していただいた各委員は、各校長先生方にご依頼をしまして、立川市のリーダーとなる優れた指導力の教員をとということでご推薦をお願いして、委員をまず選びました。

研修においては、それぞれの教員の今までの経験の中で協議をしながらこのようなものを整理していたところでございますので、これを使っての検証ということは、実は今年度この委員になられた先生方、マイスターに是非なっていて、まずはご自身で検証を図っていただきたいという願いもあったのでございますが、なかなか各校の事情もございましたので、委員になられた先生も少ないところでございますけれども、実証に関しては十分検証が行われているということではございません。それはご指摘のとおりでございます。

○藤本委員長 そうしますと、歩きながら検証をしていこうという考え方でございますか。

○樋口指導課長 でございます。ただ、これを作成する前段階の、草稿の段階で、18年度、マイスターとしてこのような視点で共有しながら授業を行ってみてください、学級経営を行ってくださいということをお願いをさせていただいたところでございます。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 よくわかりますけれども、言っていらっしゃることは大変厳しい答えをしているのはわかりますけれども、こういうものをつくるときは、やはりそれなりの基礎計画があって、その中にどういう形でやっていくかという長期の計画を持ちながら、せっかくいい制度をつくるということなのですから、やはり実のあるものをつくっていただきたいというのは子どもたちや保護者が当然考えることだろうと思うのですね。それによって教員が質の高い教員に向上していただけるか否かということは決まってくるわけですから、そうなってきたときに、今回のまとめたという評価は先ほど言いましたようにいいわけですがけれども、評価するわけですがけれども、ただもう少し、最初、つくるときにもっと、例えば先ほどの(1)の授業力の基本、基礎、その中での具体化もありますけれども、3本の柱になっていますけれども、その中で授業力の具体化の中にはこの教科しかないわけですがけれども、その中で果たしてよかったのかどうかということを最初に、つくる段階で検討すべきだったなということがありますね。

そういう検討をしたときに、こういったものつくって今年度から検証しますよというならば大変すばらしいものであったという評価をしたいと私は思うのですけれども、それが無い限りは、今年度もう一回最後の授業力向上のための資料を作成しなおして、立川市としてすばらしい授業力向上の資料とする材料をつくっていき、新任とか5年、10年の人に対する研

修のための役に立てていただきたいという希望です。

○藤本委員長 教育長。

○大澤教育長 ご指摘の部分は確かにあるんです。これは私が感じていたことがこういうようなことでやっていくことになったのですが、学校の公開授業だとか研究発表を観に行きまして、先生に対する批判があるのだけれども、やはり力のある先生もいるじゃないと。こういう先生方を大いに活用して、何か同僚なり若手を育てるということができないかなと。

講師として外から人を持ってくるばかりでなくして、立川市内の教員がいるんだから、そういう横の組織能力を発揮してできないだろうかという発想が、たぶん私が発想したのは16年度のお終いの方だったと思いますが、そういうことならば何とか考えてみようという急遽、集っていただいて研究を始めたのが17年ということで、確かに大きな構想からつくり上げていったというそういう制度ではないので、それでもとにかく18年度からなんとかマイスター授業として予算をとって、制度化をしたいということで、当面ではどういように取り組んでいったらいいかというようなことで急遽とりまとめたのがこの資料の内容のもので、指導課長が言ったように、これはもちろん完璧なものでもないし、指摘される部分は多々ありますので、私は発想としては大変いい制度だと思いますので、これを進めながら、より充実をしていくという、そういうご理解をいただけたらと思います。

これは我々大変いいアイデアだなと思ったのですが、議会から結構反発をくうというようなこともありましたので、やはりその辺を意識をしながらやるとなると、どうしても大々的にというよりも、議会なり保護者に理解をいただきながら、その批判があったというのは、いい先生というのは保護者にとっても大変期待が持てる先生なので、これはやはり自分たちの学級の先生なのだから、外へなんか出て行っていただいたら困りますよみたいな、ここはそういうようなことがありましたので、だからそういうマイスターの先生方の学級というものをマイナスにならないように、保護者が期待するような力を十分発揮していただきながら、他の先生に対してもこういう力を出していくということなので、難しさはありますけれども、やっていながらいろいろな指摘だとか課題も出てくると思いますので、その辺のところは解決しながらより充実した方向でいきたいというように考えていますので、確かにご指摘の点はあります。その辺についてはより改善を図っていきたいというように考えております。

○藤本委員長 わかりました。ありがとうございます。報告をいただいたわけですが、大変いいことだと思いますけれども、これで完成ということではございませんので、その辺を今いただいたご要望なども踏まえながら、これから益々内容の濃いものにしていって、教育長のいま最後の、こういったような結果が出せればいいなというように期待しております。

はい、小林委員。

○小林委員 私は授業力の専門家ではありませんのでよくわからないのですが、これを拝見させていただいたときに、すごい、すばらしいものができたなという感じがしました。それぞれに項目をつくって、自分で振り返ってチェックするというような、授業に対する先生方が自分を振り返る材料になるという意味でとてもいいことで、こんなプリントではなく

て、ちゃんと製本して販売したいぐらいのような気持ちになりましたけれども、内容的にはまた使ううちに吟味していただけると期待しております。

本当に子どもたちにとっては先生がいい授業をしてもらえることが願いです。その子どもたちの向上にもつながりますので、何とかしてその先生の授業力をアップさせてもらいたいのですが、やはり学校訪問でいろいろな先生の授業を見せていただいていると、とてもテクニックなり意欲なりに差があるのを感じます。マイスターに選ばれるような先生方はいいですけれども、それと反対の先生方にとっては本人の自覚というか、その本人に頼っているのではちょっと難しいかなど。やはり何か強制的にでも制度化して、こういうものを使ってでも何とか授業変えていく意欲を持っていただくというように方向づけをしていかなければいけないというように感じています。

今これを作成しなおすすめというような話もありましたけれども、せつかくここまでいっているので、是非、早く実用できるように努めていただきたいなというように思いました。

それとちょっと話が違うのですけれども、これを見ていて、やはり自分で振り返って評価するというのも大事ですけれども、その先生の授業の良し悪しというのはやはり直接受けている子どもがどう感じているかというのが一番の真実だと思うのですね。その辺で、これを使って子どもに授業評価をしてもらう、感想を聞かせてもらうというような活用方法もできるのではないかなというように思います。これは小学生用ですので、ちょっと小学生でどうかということがありますが、中学生用などができたら、そんな使い方も考えていただけたらなというように思いました。

○藤本委員長 古木委員はよろしいですか。

○古木委員 既にスタートしているのですが、マイスターとして活躍している先生方からの、自校の校長さんなどへの苦情みたいのはないでしょうか。ご自分の授業に犠牲が出てしまって、自分の担任のクラスに穴をあけてしまうということで、もちろん実力のある、余裕のある方だけがなっていらっしゃるわけですから、そういうことは杞憂に過ぎると思いますけれども、何かその辺のことはございますか。

○藤本委員長 いまのはマイスターで出てしまうので、その穴ということですか。

○古木委員 マイスターで出てしまった先生、あるいは自分のクラスを。

○藤本委員長 指導課長。

○樋口指導課長 苦情ということは聞いておりません。ただ、以前にもお話させていただきましたけれども、毎年子どもの状況も変わりますので、自分が持っている子どもが非常に困難な状況がある。それでもマイスターという使命感を持って必死に頑張っていらっしゃる、そのことに自分自身、教師としての自己実現を図っているというような状況がございます。ただ苦情ということは。

○古木委員 出てないですか。

○樋口指導課長 はい。

○藤本委員長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。

はい、牧野委員。

○**牧野委員** せっかく作ったということですのでこれをもとにした、研修体制がよくわからないのですけれども、例えばこれをせっかくつくったのなら、今、夏休みは研修として一番重要な、また時間的なものが非常にあって、例えば基本的な指導技術は何かという、そういったことを研修するチャンスでもあるわけです。

また、旧多摩川小学校の跡地の部屋も空いていることですし、例えばそこへ小学校の教員、新採、5年目までの教員を集めて、ある先生の指導技術の授業をやらせてみて、それを再度検証し合うということ、そういうような研修体制というものも、私はあまり聞いてないですけれども、そういうようなことをしながら徹底的に。私も教員をやっている、教員の悪口云々ではないけれども、やはり相当甘えているところがあるのではないかなと思います。やはりそのところを厳しくやるのがこれからの授業力アップには非常に大きいと。

ですから研修体制をどうするかという、研修体制の方向を、以前と変わらないような、学校に出てきていれば何とか研修が済んで、ハンコを押して1日終わってしまうという、そういうことはないと思いますけれども、やはり徹底的に1週間なら1週間組んで研修してみるとか、そういう研修のさせ方を考えていただきたいというように思います。そうでないと、ごく普通の研修体制だったらそんなに伸びないだろうなという気はいたします。

○**藤本委員長** ありがとうございます。いろいろございますがどうぞよろしくお願いします。

◎報 告

(3) 事業後援について (1件)

○**藤本委員長** 次へまいります。(3) 事業後援について1件、指導課長、お願いします。

○**樋口指導課長** それでは、社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩からの事業後援の依頼でございます。

平成18年8月11日金曜日から平成18年11月4日土曜日までということでございますけれども、小学校3・4年生を対象に、第1部として国営昭和記念公園、第2部は中央大学多摩キャンパスが予定されております。

内容でございますが、この内容は子どもたちに体験型の環境教育を通じて、自然の大切さ、環境についての正しい理解を促し、主体的に行動できる人材の育成を目指すということでございまして、第1部では、主に体験的な環境学習の実施ということで、多摩川での環境学習、また、第2部では、テレビ会議システムを用いた子ども環境会議ということの参加でございます。

参加料等は無料でございます。

前年度もご承認を得ているものでございます。ほかには八王子市、羽村市、昭島市の各教育委員会に申請が出ているというところございまして、多摩地域の小学校3・4年生及びその保護者を対象としております。この学術・文化・産業ネットワーク多摩につきましては、青木市長も理事で入っていらっしゃるところでございます。

以上、ご報告でございます。

○藤本委員長 これについては報告でよろしいですね。

○樋口指導課長 はい。

◎報 告

(4) 第十小学校における食教育事業について

○藤本委員長 次へまいります。(4) 第十小学校における食教育事業について、学校給食課長。

○佐島学校給食課長 まず、資料の配付が当日になったこととお許しいただきたいと思えます。まとめ等で時間がかかりましたので、大変申し訳ございませんでした。

では、第十小学校における食教育事業について、報告させていただきます。

これは食教育事業の一環として実施をされたものでございます。実施内容でございますが、立川市立第十小学校バイキングランチの実施でございます。

実施日時でございますが、平成 18 年 7 月 18 日火曜日、12 時から 13 時 30 分まで、1 時間半かけて行われました。

つぎに参加者でございますが、第十小学校の 5 年生、6 年生の児童 138 名と教職員等 15 名、計 153 名が参加いたしました。

つぎに実施目的、ねらいでございますけれども、第十小学校では、「確かな学力を支える心と体の健康づくり」をテーマとする研究に取り組んで参りました。保護者の皆様のご協力のもとに、きちんとした生活リズムや正しい学び方を身に付けることで、気持よく学習するための心と体の構えをすることができてきました。昨年度からは食を中心とした生活習慣作りを中心に研究を進めてきております。平成 16 年度までは、給食の残菜量が多いという調査結果が出ておりましたが、児童の努力やご家庭の協力、そして学校全体での取組みの結果、残菜量の少ない学校となりました。また一方では、給食のマナーがまだ不十分であるとの課題が明らかになってきておりました。

今回のバイキングランチのねらいは、今年度は、バランスよく食べる態度を身につけ、みんなで食べることの楽しさを味わうことができると指導の重点を定めました。5・6 年生では、今まで学んできたことを生かし実践に結びつけるための学習として計画いたしました。

つぎに活動の様子でございますが、事前学習といたしまして、栄養バランスのとり方について第一共同調理場係長、栄養士でございますが、1 クラスずつ指導を行いました。指導内容につきましては、「給食の献立を考える際、主食、主菜、副菜を考え、栄養バランスがよくとれるように工夫している」との話を児童は興味深く聞いておりました。また、各クラスとも、マナーについて学習し、みんなで楽しくバイキングを行うためにはどんなことに気をつけたらよいかなど話し合いが行われました。

また当日の様子でございますが、食事をよそうときは、片手にトレイ、片手におたまを持ってよそいながら移動していくのが難しかったようです。早く取り終わった子が、後から来

る子のお皿に取り分けるのを手伝うなど協力し合う姿も見られました。事前の説明と当日の声かけなどで、途中で不足する物もなく児童に行き渡りました。どの子も好みの物を選びながらも主食、主菜、副菜を考えて盛り付けることができたと思います。質・量とも児童にとって十分満足のいくもので、心に残る思い出になったと話す児童も大勢おりました。これにつきましては、このバイキングが終わりましたから、学校の方で給食センターの方にアンケートをいただきまして、大変うれしいお言葉をたくさんいただいております。

つぎに成果でございます。3点ほどございますが、1つには、自分で食べ物を選択する場合でも、栄養バランスに気をつけようとする児童が増えたことが感想から伺えます。また今後、レストラン等のバイキングの場面でも生かしていきたいという児童が多く、実生活に役立つ体験となったという意見が多数ございました。また、後の人のことを考えてきれいに取り分ける、皿に盛った物は残さないなどのマナーを知り実践したことは、社会性を育む上でも貴重な体験になったとのご意見、また成果ということがございました。

つぎに課題といたしましては、児童の摂取量に比べて提供された量が多く、児童の感想にも残量の多さを気にかけてものが見られました。「もったいないと思いながらお腹がいっぱいで食べられなかった」などの表現が見られました。好みのものだけに偏った選択をすることにならないように、栄養のバランスのとれた食生活の大切さを事前・事後に適切に指導できるように学校と学校給食課と協力し、今後も働きかけていくことが大切であると思います。また学校給食課としましては、経費の取扱、メニュー及び量などを今後検討いたします。また、今回の実施内容を検証いたしまして、今後の食教育への支援・協力体制等を検討していきたいと考えております。

つぎのページに今回のメニュー、及び今回新聞の方でも取り上げていただきましたので、その新聞記事のコピーをつけさせていただきます。以上でございます。

○藤本委員長 委員の皆さん、よろしいでしょうか。牧野委員。

○牧野委員 わからないとことがあるのですが、「10 小バイキング献立」の中に0がありますね。この0というのは何を意味しているのですか。

○藤本委員長 学校給食課長。

○佐島学校給食課長 これは容器があるということの部分です。ごはんの容器、焼きおにぎりの容器を用意したというそういう意味で、ゼロということではないですね。

○牧野委員 焼きおにぎりが入っていますよという意味ですか。

○佐島学校給食課長 そういう意味でなく、パット大の容器がありまして、ごはんの容器が用意してあるという意味で、そういう意味の0です。ゼロではないです。パットに入れるということですよ。

○牧野委員 これに入っているから、それで取りなさいと。

○佐島学校給食課長 はい。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 大変いいことだと思うのですね。こういうバイキング方式というのは、自分の食

事法によって様々な興味関心を抱きながら食事ができるので、非常にいいことであると思います。ただ、課題だとか成果、その他のところに書いてありますけれども、事前学習にも書いてありますけれども、やはり食の偏りという部分が大変大きな課題になるだろうということで、事前指導というのがある、その後の事後指導というのはきちっとやっておかないと、僕ら大人もそうですけれども、ホテルのバイキングに行くときに自分の好きな物だけごっそり取って帰ってくると。そして余らせて捨ててしまうという、そういう傾向というのは大人でもあるわけですけれども、それがやはり子どもの課題の中の①番で、お腹がいっぱいになって食べられなかったと。ただし、給食の残菜が多いということに対する評価はしながらもそうになってしまうというところの事前指導が、どのように事前指導したかはわかりませんが、そういった問題が今後、これはいいことなのでもっともっとほしいですけれども、経費の部分だとかその他で大変だろうと思いますけれども、子どもたちにとってはものすごく興味関心があって、親にとっても大変楽しいことだというように思いますから、その事前、事後の指導の部分を今後どうしていくのかというところを再検討していただきながら、こういうものを各学校に広めていただければありがたいなと。

ついでに言わせてもらえば、いまの食器、幾つかの小学校以外の食器を1個でも2個でも多く、いい食器に替えていただくことを望んでいますけれども。

○藤本委員長 ありがとうございます。端的に幾つか聞きますけれども、このときには5・6年生以外は普通の給食を実施しているわけですね。学校給食課長。

○佐島学校給食課長 十小では給食は7月14日に終わっておりまして、5年生、6年生だけがこのバイキングランチということです。ですから通常の給食という捉え方ではございません。

○藤本委員長 それから、普通の給食よりも経費はよけいかけているのでしょうか。学校給食課長。

○佐島学校給食課長 通常の3倍近く、だいたい通常230円ですけれども、700円近くになります。

○藤本委員長 量はいかがでございますか。学校給食課長。

○佐島学校給食課長 量につきましては、それぞれものによっては通常の4分の1、だいたい60%とか、そういうような形です。

○藤本委員長 私が聞いているのは、普通の学校給食で5・6年生がこれだけ摂ろうといったぐらいのものをバイキングの形で出して提供しているのか、あるいはもっと費用もかけているのだからたくさん広げて出しているのかということですが。学校給食課長。

○佐島学校給食課長 それにつきましては、当然ですけれども品物の数は増やしておりますけれども、カロリー等につきましては、普通に摂りますと875キロカロリー、たんぱく質が31グラムぐらいになります。通常ですとカロリーとしては650キロカロリーということで、200カロリー以上多くなっています。また、たんぱく質につきましても通常ですと25グラムということですがけれども、今回は31グラムということで、エネルギー的にも大きいものとなっております。

- 藤本委員長 もう1つ、十小以外でもこういうことをやってみようという計画はございますか。学校給食課長。
- 佐島学校給食課長 古い話ですけども、単独校では前にやられたことがあるということを知っておりますけれども、共同調理場校では初めてでございます。今回の結果、新聞等に出ましたので、やってみたいというようなどころが出るかもしれません。今のところはお意見は伺っておりませんけれども。
- 藤本委員長 わかりました。ありがとうございます。小林委員。
- 小林委員 この企画は学校が企画した内容ですか。
- 藤本委員長 学校給食課長。
- 佐島学校給食課長 学校の方から申し入れがございまして、今回、7月18日ということで、第一調理場は通常7校の給食を提供しているのですけれども、3校が給食がなかったもので、ラインがあいておりましたので、できたということがあります。ですから通常のように、やっているとときにはバイキングランチの協力というのはちょっと難しいと思います。
- 藤本委員長 小林委員。
- 小林委員 食育で計画表を確かにつくりましたね。そういう中に入っていたものではないということですか。
- 藤本委員長 学校給食課長。
- 佐島学校給食課長 お話としてはありましたけれども、食育の目標としてのバイキングとしては確かでないと思います。
- 藤本委員長 小林委員。
- 小林委員 学校で食べる食事がバイキング形式で子どもはとても喜んだのではないかと思いますけれども、ただ楽しいだけではなくて、事前にちゃんと学習もしていますし、いい成果が出ているので、また違う形でのアイデアをどんどん出していってほしいと思います。
- 藤本委員長 ありがとうございます。よろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

◎報 告

(5) 事業後援について(7件)

- 藤本委員長 次へまいります。(5) 事業後援について7件ございます。生涯学習課長。
- 府中生涯学習課長 それでは、報告事項としまして教育委員会の事業後援7件の承認報告をさせていただきます。お手元の資料でご報告いたします。
- 1 件目は、日刊スポーツ新聞社から申請が出ておりました。昨年も同様の事業をやっております。今年も2006 オールキッズトライアスロン大会 IN 国営昭和記念公園ということで、全く同様の事業ということでございます。
- 2 件目は、村山夏祭り実行委員会、第31回村山夏祭り障害者地域交流集会ということで、村山養護学校が主催して毎年やられている事業でございます。既に終わっている事業でござ

います。無料の事業です。

3 件目は、発達障害を考える会「サンライズ」というところから出ておまして、講演会でございます。「僕、みんなとちがってる？」というタイトルの講演会で、この事業も終わっておりまして、立川市女性総合センター・AIMというところで、有料事業ということで出ております。

4 件目でございます。MOA美術館立川児童作品展実行委員会から、今年も第10回MOA美術館立川市児童作品展を実施するというところで、場所は至誠学舎で、日時は本年10月21日から22日にかけてということで、無料の事業でございます。

5 件目は、平和を考える市民の会から出ておまして、2006 平和をめざす戦争展 in 立川でございます。立川市女性総合センター・AIMを利用して、8月23日から27日までの期間実施する無料の事業でございます。

6 件目でございますが、航空自衛隊航空中央音楽隊のコンサートでございまして、航空中央音楽隊ファミリーコンサート。立川市市民会館で実施するというところで、今年の9月18日でございます。無料の事業でございます。

最後の7件目でございますが、国立大学法人一橋大学から出てございまして、平成18年度一橋大学秋季公開講座でございます。春季もございました。場所は一橋大学の国立キャンパス。9月30日から10月28日の毎週土曜日ということで、有料の事業で実施するということです。

7 件とも、昨年または今年度にやっている事業でございまして、同種の事業ということで取り扱って、事業後援承認をしております。以上でございます。

○藤本委員長 ご説明を終わりました。7 件ございますが、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

例えば「僕、みんなとちがってる？」の講演会、このぐらいありますと有料で、やはり資料代として500円と書いてございますので、先ほどの関係なども考えていただければいいかなと思います。ではこれは報告ということでよろしいですね。

はい、牧野委員。

○牧野委員 質問ですけれども、資料代で500円だった場合、講師料とかそういうのは資料代から含めていいんですか。確か聞いたところによると、資料代というのは講師料は含まないだろうと。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 基本的にはいま牧野委員さんがお話したとおりで、資料代というのは資料に対しての有料ということでございますから、講師料に払うというのは基本的には好ましくないだろうというようには理解できます。ただ有料の事業ということでやっておまして、やはり講師代とか参加費という格好になるのでしょうかけれども、そういう形は品目が講師料とかいろいろ出てきます。この団体が資料代の500円の中から事業計画を講師代に10,000円充てていると、用紙・印刷代10,000円と充てているというようなことでございますが、こ

こいらについては許容範囲かなという判断をしてございますが、先ほどもご説明いただいたように、資料代の定義というのをきしっと明確にしてあげないと、やはり申請団体が誤解するということがありますから、こいらも誤解がないように、わかりやすく説明するように、申請にあたっての説明資料に具体的に明示したいなど、改めて対応したいと思いますので、ご意見ありがとうございます。

○藤本委員長 お願いいたします。

◎報 告

(6) 市民交流大学構想の具体化に向けた基本的な考え方について

○藤本委員長 それでは次へまいります。(6) 市民交流大学構想の具体化に向けた基本的な考え方について、生涯学習課長、お願いします。

○府中生涯学習課長 報告事項の6番でございます。今までずっと市民交流大学構想絡みで教育委員会にご説明をしてきております。今回も教育委員会の定例日程の時点では報告事項と整理をしております。その時点で基本的な考え方をまとめた資料を送付できる予定でございましたが、本日、当日配付ということになってしまいまして、大変ご迷惑をかけて、お詫び申し上げたいなと思っています。きょうの資料の中で若干ご報告させていただきたいのですが、今まで市民の中でいろいろ検討してきたものを整理をしまして、市の考え方としてまとめたものでございます。これにつきましては、市の方での整理も含めて、7月6日の政策会議、7月19日の政策会議での意見を踏まえて、最終的に立川市の考え方、市の行政側の考え方としてまとめたものでございます。この後の手続きが若干手間取りまして、本日の配付になってしまいまして、この席をお借りしてお詫び申し上げたいと思います。

この基本的な考え方につきまして、本日説明をするということにはちょっと時間がございませんので、きょう教育委員さんにお配りしたものをお目を通していただいて、またの機会にご意見をいただくという場を設定していただければ大変ありがたいというように思っております。

なお、この基本的な考え方につきましては、取扱いを8月10日の広報で、第一面に掲載というように準備をしております。そういうことをしまして、多くの市民から意見を寄せていただいて、行政側の考え方に対して意見をもらう。さらに意見をいただいたものを整理しまして、今後市民大学構想の具体的な施策の実施計画を秋ごろまでに、年内につくっていくというような流れでございます。この間に教育委員さんとの意見交換等様々な附属機関と意見交換しながら、意見をいただきながらまとめていければありがたいなというように思っております。

あわせてご説明させていただきますのが、みんなで創ろう市民交流大学構想というリーフレットでございます。これは今ご説明しました基本的な考え方につきまして市民向けのわかりやすく書いたもの、いわゆる抜粋したものがこのリーフレットでございます。

リーフレットの1ページ目の箱の中でございますが、キャッチフレーズと5つの視点がご

ございます。これは5つの目標ということになってございますので、それをお開きいただきますと、3ページは市民が疑問に思っているようなことに対して、こうなるんですよというようなことをわかりやすく記載させていただきまして、これの中でまたご意見をいただこうと準備しております。

裏をめくっていただきたいのですが、大まかな当面の想定スケジュールということで若干報告していきます。本月は7月でございまして、きょう、教育委員会に基本的な考え方を報告させていただいたと。7月の欄に市民交流大学の運営組織の準備委員会の設置ということで既に終わっております、7月22日の土曜日に教育長に出席いただいて、31名の準備委員内の委嘱状の交付をしまして、無事第1回が終わりまして、動き始めております。20人の募集枠に31名の応募がありまして、皆さんに委嘱をしてということで、既に活発な意見が出てございます。本日が教育委員会ということで、8月に先ほど申しあげました8月10日の広報で公表、市民意見公募ということでございますが、あわせてその広報に市民交流大学（仮称）に関しまして名称、愛称等の公募をあわせてする予定でございます。そういう流れの中で、11月に先ほど申しあげた実施計画を策定し、名称を確定しということで、市民フォーラムを開催しというような流れがありますが、当面の間、12月まではこのような流れで進めてまいりたいと思いますので、今後とも引き続き見守っていただきたいし、ご意見もいただきたいということでございます。

最後にもう1枚、市民交流大学構想地域懇談会というカラー版があろうかと思いますが、いまこの広報で公表した後にも、さらにもっと市民交流大学構想を市民に深く、深く理解していただくために、9月の土曜日から1ヵ月間、全地域をキャラバンで、公民館と生涯学習課の職員が土曜日に地域懇談会をしまして、基本的な考え方、リーフレットの中での意見交換をして、市民の意見をいただいこうと。そしてこれも実施計画に反映していこうというようなことでございます。そのような形で、お時間が取れる日がございましたら、お近くの公民館にお顔を出していただければ大変ありがたいという意味でございます。

以上でございます。

○藤本委員長 まず、いまの説明はおわかりになりましたでしょうか。

ではそれに加えて、公民館長、お願いいたします。

○宿澤公民館長 当日の追加配付資料6の市民協働講座の進捗状況について、若干説明させていただきます。

これにつきましては、市民交流大学の一環としまして、公民館での準備事業の一つとしまして、職員と市民で今年度、協働講座を実施いたします。その概要がまとまりましたので、とりあえず報告までということで作成いたしました。ご覧いただければと思います。

以上でございます。

○藤本委員長 ありがとうございます。はい、教育長。

○大澤教育長 いまの市民協働講座の市民の中で、市民交流大学の推進準備委員か何かになっている方はいらっしゃいますか。

- 藤本委員長 公民館長。
- 宿澤公民館長 市民協働講座につきましては、基本的には昨年度生涯学習課で実施いたしました人材育成研修会の参加者の中から募集いたしました。また、そのほかには公民館運営審議会委員に企画をお願いしてございます。講師の委員さんにつきましては、積極的に人材育成研修の方に参加されておりまして、現在、準備委員として6名の方が登録されておりまして、また、その他の企画の準備委員として参加しております。
- 藤本委員長 よろしいですか。
- 大澤教育長 はい。
- 藤本委員長 ほかによろしいでしょうか。牧野委員。
- 牧野委員 いま課長が言ったように、ここでは資料をいただいたばかりですからわかりませんので、次回に回していただくことを懇願します。
- 藤本委員長 生涯学習課長。
- 府中生涯学習課長 いま牧野委員さんからお話があったとおり、私の方もきょうご説明も詳しくできませんし、また意見交換の場を次回の教育委員会の中でお時間をとって、意見交換をする場所を設定していただければ大変ありがたいというように思っております。
- 藤本委員長 生涯学習課長からああいう説明がございましたけれども、今後の取扱いについてはそういうことでよろしいでしょうか。
- 〔「はい」との声あり〕
- 藤本委員長 具体的な日程等についてはよく相談してください。ですから委員の皆さん、これをよく読んでおいてください。

◎報 告

(7) 蔵書点検の結果について

- 藤本委員長 (7) 蔵書点検の結果について、図書館長、お願いします。
- 藤田図書館長 まずお詫び申し上げます。最初皆さんにお送りした資料の中で間違いがありましたのできょう急遽、差し替えをさせていただきました。というのは閉架書庫に入っていた昨年度17年度の数字が、前年の資料を確認しましたら、16年の開架書庫の数字と同じ数字になっていたのに気がつきましたので確認したところ、きょう差し替えていただいた17年保存書庫のデータ入力分130,729というのが判明しましたので、差し替えをさせていただきました。
- また、一番下に保存書庫は隔年毎に実施ということで、そこまでとまっていた文章につきまして、もうちょっと長く具体的な文章を入れさせていただきました。というのは、中央図書館のデータ入力の17年度と18年度、約60,000点の違いが出てしまっているというところで、蔵書がそれだけ増えているかということに疑問視されると困ると思ひまして、実際には蔵書は10,000冊は増えておりますけれども、18年につきましては中央館、雑誌とかCD、カセットテープ、3階のレファレンスの閉架書庫のところは、通常4階の閉架書庫をやらな

い年にはその部分を点検をするということで、数字がそれだけの差が出ているということで文章を付け加えさせていただきました。

それでは簡単に説明させていただきます。裏面には地区館それぞれの8館の数字がありますが、蔵書点検結果についてという表面につきましましては、中央館と地区館、これをトータルのもという形で載せていただいております。点検を実施した期間は、まず地区館を先にやりまして、地区館が終わって中央館ということで、どこかの図書館にはご利用ができるような形をとりましてやっております。

入力結果につきましましては、新規不明分とその冊数と不明の金額をそこに載せさせていただきます。トータルでいきますと、18年度はデータ入力632,779冊を行いまして、新規不明冊数1,011冊、金額にしますと1,227,385円という数字になっております。ちなみに一番高額本だったのは中央図書館、「立川町の沿革」という本で、金額については1冊29,150円という本が不明本になっておりました。あと細かな地区館につきましましては裏にトータルが入っておりますので、これをご覧いただきましてよろしくお願ひしたいと思います。細かくやりますと、これ1冊がそれぞれ本の名称とか金額が入っています。これを簡単にまとめたものがこの両面の印刷のものになっております。

以上です。

○藤本委員長 何かご質問、ご意見等ございますか。牧野委員。

○牧野委員 不明冊数が年々減少しつつあるのか、そうでなくて増えつつあるのか、もしくはどんな状況になっていてこれだけのものが出てきたのか、ちょっと説明いただければ。

それから、保存庫の中のデータ入力部分が間違っていたということですね。あとは同じですね。

○藤田図書館長 そうです。

○牧野委員 だからその辺のところの16年度、15年度を合わせてはたしてどうなのかなというのを教えていただけますか。

○藤本委員長 図書館長。

○藤田図書館長 まず不明数の動きということですがけれども、17年、18年のトータルしか載っておりませんが、昨年報告した16年と比較しますと、16年1,759冊、17年が1,210冊ということで、若干減っているということは事実あります。また中央図書館につきましましては、盗難防止装置を15年度から導入していますから、その以前につきまして、中央だけで13年度6,696冊、14年度6,240冊という不明本が出ておりますので、あの装置によって相当数、10%以下に中央図書館の盗難の冊数は減っているということは事実と言えます。

すみません、もう1つ訂正をさせていただきます。

○藤本委員長 図書館長。

○藤田図書館長 新たに配ったところで、地区館の合計というところに入れたつもりが、一番下の行です。多摩川図書館となっておりますが、地区館計と。申し訳ございません。

○藤本委員長 小林委員。

- 小林委員 このデータは何年度、何年度というのはその1年間に不明になった数というように考えていいのですね、前年度は関係なくですね。
- 藤本委員長 図書館長。
- 藤田図書館長 蔵書点検、前年にデータを全部入れます。1年後に同じくらいの時期にもう1回蔵書点検をやりますから、その段階での差といいますか、貸し出しももうデータは入っていますから、それもあるという前提でやっております。ですから、例えば昨年度の蔵書点検をやったときに実際に資料としてあると。
- 藤田図書館長 そうです。ですから全部データを入れまして、そのときに昨年あったけど今年はないというのがこの冊数です。
- 藤本委員長 小林委員。
- 小林委員 それで中央図書館は機械を入れて不明が減ったということですがけれども、それでもまだ不明冊数があるというのはどういう理由でしょうか。
- 藤本委員長 図書館長。
- 藤田図書館長 古い蔵書等につきましては、その磁石の装置をやってないものもあります。また磁石が付いていても場所によっては鳴りません。わざと盗もうと思えばアルミの箱や何かをやれば磁気は出ませんので、そういう意図的にやろうと思えばできます。
- 藤本委員長 小林委員。
- 小林委員 いろいろ考えながらやっているわけですね。それで地区館の方のデータで、前年に比べてすごく不明冊数が増えている館と減っている館とありまして、また不明の本が多いところと少ないところとすごく違いがあるのですけれども、それぞれの理由というのは何か考えられるのでしょうか。
- 藤本委員長 図書館長。
- 藤田図書館長 不明冊数というものについては確かに地区館別にすごく差が出ているのは事実ですし、規模も、例えば柴崎、幸というのは小規模館になっております。この中で一番多い上砂につきましては、点検、データ入力数も非常に違ってきていますので一概に何とも言えませんけれども、逆に小規模館の方は職員もお客さんもそれぞれ目が届いているということは考えられると思います。地区館についてはすべて防止装置はついておりませんので、本当にその意志であれば。我々も気をつけて巡回をするように指示はしております。中央館についても本だけではなく、置き引き等も起きたりなどしておりますので、なるべく職員には交代時期には巡回をして、つぎの作業に入るようにというような指示もつい最近出しております。
- 藤本委員長 小林委員。
- 小林委員 上砂図書館と若葉図書館が実数としては多いので、多いところはただ多かったという結果だけで、何か対策は立てているのか。去年も確かそうだったと思うのですが、特定の図書館だけが多くて、考えたのかどうかということをお聞きしたいと思います。
- 藤本委員長 図書館長。

- 藤田図書館長 申し訳ございません。その件について個々の細かい引継ぎの中には入っておりませんでしたので、結果として、今年初めて蔵書点検をやりまして、こういう数字を見て、また昨年の数字もこの時期に初めて比較をさせていただいているということです。改めてのそういう指示は出しておりません、私は。
- 藤本委員長 小林委員。
- 小林委員 私、上砂地域に住んでいますので、その上砂図書館でこういう状況というのを、私はわかるのですけれども、その地域の人たちがわかる状況でしょうか。地域の住民が図書館でこれだけの不明の本があるということは知られているのかどうか。
- 藤本委員長 図書館長。
- 藤田図書館長 いまマイライブラリーという市民向けの情報紙を出しておるんです。今度は12月ごろの予定ですが、8月1日に出しまして、つぎに今回の蔵書点検の結果等について載せていけたらなとは思っておりますが、記事の量等によってまたこれが入ってくるのか、これを重点的にやるべきなのかという問題はありますけれども、そういうもので市民に知らせていけたらなと思います。
- 藤本委員長 「不明本がこんなにありますよ」ということを公表することが減らすことにつながるのか、「ああ、そんなにあるんだ」というように考える人もいたとしたら大変なことだなと思ったりもするのですが、どんなものでしょう。図書館長。
- 藤田図書館長 見方が2つあると思いますが、ただ、あくまでも市民の財産という前提でいかなければいけないと思います。確かに壁や何かにはいろいろと呼びかけのものは貼ってあります。そういう中で特に地区館はそういう防止装置がないですから、意図とすれば見えないところで持っていこうとすると意識的には持っていけるというのは事実です。中には逆に用が済んだものをまた返してくる。昨年なくなっていたのが、今年やると返っているという事実も何冊かあるのです。
- 藤本委員長 小林委員さんからもお話がございましたけれども、ただ、「不明本がこんなにありますよ」というだけではなくて、いま館長がおっしゃったように、「これは皆さんの財産なんですよ」と。「自分のふところはどんどん減っていつているのですよ」という、何かその辺は考えていただいて、少しでも減らすように努力していただきたいというように思います。
- はい、牧野委員。
- 牧野委員 地区館の上砂と若葉だけデータを出すと、パーセント的には減っているのです。例えば不明本が18年度上砂が32%で18年度が27%。若葉は17年度31が18年度は26%ですね。考えてみれば減ってはいるんですね。減ってはいるけれどもゼロにしたいという希望が図書館にはおありだろうと思うから、だから市民に対する訴えは伝えていく。だからそれをやることによっていろいろな、来館してくれたお客さんとのトラブルは避けながらやっていかなければいけませんけれども、その辺のところのバランスを考えながら、減ってきているという実績は市全体的には報告されていった方がいいと思うし、だからなおさら減らそうよという、そういうような形で市民に訴えていくという方法をしていった方がいいのではな

いでしょうかね。

- 藤本委員長 ありがとうございます。皆さんのおっしゃっていることはみんな同じですので、館長はよくおわかりいただいたと思いますので、よろしくお願いします。
大変時間がかかりましたけれども、以上で予定した5番までを終わりました。
-

◎その他

- 藤本委員長 3番、その他へまいります。総務課長、お願いします。
○渡邊総務課長 それでは、お手元に当日配付の資料があると思いますが、お目を通していただきたいと思います。今回の市議会の議会議員の構成について決定いたしましたので、ここで報告させていただきます。

まず1枚目が、立川市議会議員名簿になっています。これはお手元に納めていただきたいと思います。裏面の資料ですが、まず議長が矢口議員になっております。副議長が米村議員となっております。

常任委員会といたしましては、総務委員会、厚生産業委員会、環境建設委員会、文教委員会と4つ常任委員会があります。その内、教育委員会に關係する文教委員会の委員についてご覧いただきたいと思いますが、◎は委員長になっております。中山議員。○が副委員長となっております。高口議員。以下委員が五十嵐議員、伊藤議員、上條議員、矢口議員、守重議員、米村議員と合計8名の構成となっております。その他の委員会については、ご覧いただきたいと思います。

3枚目が議会選出の各種委員ということで、これは教育委員会に關係するところといたしましては、監査委員が田中議員ということになっております。その他のものにつきましては、ご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

- 藤本委員長 この件はよろしいですね。牧野委員。
○牧野委員 質問といいますか、わからないところを教えてください。例えば一番簡単なのは、たちかわ自民党が上にあつて下にもありますが、これはまとめない理由というのがあるのかなのかわかりませんがよく理解できません。公明党も同じですね。これは議席の關係ですか。
○藤本委員長 総務課長。
○渡邊総務課長 これにつきましては名簿は議席順になっておりますので、党派別、会派別ということではありませんので。
○藤本委員長 ほかにその他、ございますか。いいですか。

〔「はい」との声あり〕

- 藤本委員長 先般21日の日に市町村連合会第4ブロックの会がございまして、また第4ブロックの研修会もあるのでございますが、4ブロックというのは島を入れて10団体になっているわけですが、18、19年度は狛江市が当番市という形になりますので、狛江市で何か企画を

してご案内をいただくと、こういうことになっておりますので、10月ぐらいに何か講演会を予定しているというお話でございます。またはっきりしたらお知らせいたします。

◎閉会の辞

○藤本委員長 それでは、本日の第14回定例会は以上で終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

ついては、次回、8月10日木曜日、13時30分から第15回の定例会を予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。残暑厳しいと思っておりますので、どうぞお体を大事にしてください。

午後 3時59分閉会

署名委員

.....

委員長